
前期実践計画

(平成27年度～平成30年度)

実践計画

基本目標① 共働による活力あるまち

施策1-1 共働の推進

現状と課題

本格的な地方分権時代の到来により、地方公共団体では、地域のことは地域で考えるという「自己決定・自己責任」に基づいた自治運営が求められており、町民の意思に基づいて、地域の特性を生かした主体的なまちづくりを行うことが重要となっています。

また、社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応するためには、町民や町民活動団体など多様な主体が参画し、地域社会を支える新しい仕組みづくりが必要となっています。

本町では、平成25年7月に「宇美町共働のまちづくり推進のための指針」を策定し、町民と行政は、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識しあい、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に行動していくまちづくりの実現を目指しています。

広報広聴においては、広報誌やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、各種計画策定時のアンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。

また、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例のもと、情報公開及び個人情報保護の適正な運用を推進しているほか、各種審議会や委員会などを通じた住民参画による行政計画の策定及び推進など、多様な参画・共働の仕組みづくりに努めています。

今後は、これまでの取組をさらに発展させ、町民と行政の共働体制の確立に向けた多様な取組を一層積極的に進めていくことが必要です。

施策の方向

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って共働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民参画のまちづくりを目指します。

施策の体系

- 1-1 共働の推進
- (1) 町民参画の仕組みづくり
 - (2) 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援
 - (3) 広報・広聴活動の充実
 - (4) 情報の共有

主要な取組

(1) 町民参画の仕組みづくり

市民の多種多様なニーズや課題に対応し、市民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員の一般公募、ワークショップなどを活用し、市民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

(2) 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援

多様な市民団体・ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、市民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 広報・広聴活動の充実

広報誌やホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に市民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報誌やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、市民と行政の情報交換を積極的に進めます。

(4) 情報の共有

市民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
ボランティア団体及び個人ボランティアの登録数	団体・人	ボランティア団体 26 個人ボランティア 31	ボランティア団体 39 個人ボランティア 47
町ホームページアクセス件数	件	196,962	250,000

施策 1-2 地域コミュニティの育成

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の変化などにより、自主的な地域参加や交流が減少し、行政区（自治会）役員のなり手不足や高齢化が進行しているなど、地域コミュニティ^{注10}活動の課題が表面化してきています。

本町では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、行政区（自治会）単位の地域コミュニティ活動が行われてきました。住みよい地域や豊かさの感じられる地域コミュニティは、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む町民が地域活動への参加などを通して、お互いを尊重し合い、助け合いながら心がふれあうことによって生まれます。

このため、地域コミュニティへの関心を高め、町民一人一人の輝きを原動力として地域のつながりを大切にしながら、地域コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域コミュニティの形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を支援します。

施策の体系

1-2 地域コミュニティの育成

- (1) 自治意識の高揚
- (2) 地域コミュニティの活性化支援
- (3) 地域コミュニティ施設の整備・充実
- (4) 地域コミュニティ推進組織の確立

注10 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団。

主要な取組

(1) 自治意識の高揚

地域コミュニティの重要性、実際の地域コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動へ町民の参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(2) 地域コミュニティの活性化支援

安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々な地域コミュニティ活動を支援します。

(3) 地域コミュニティ施設の整備・充実

町民のふれあいの場、活動の場として、既存の施設を有効活用するものとし、地域コミュニティ施設の整備・充実に努めます。

(4) 地域コミュニティ推進組織の確立

地域コミュニティを核に行政との共働体制を推進し、おおむね小学校区を単位に地域コミュニティ運営協議会(仮称)の確立に向けて取り組みます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
自治会加入率 (区長手当算出戸数／実世帯数)	%	82.2	85.0
小学校区を範囲とする地域コミュニティ組織の数	校区	0	5

